

「新型コロナウイルス感染症の影響」による休業や失業で、生活資金にお悩みの富岡市民の皆さんへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

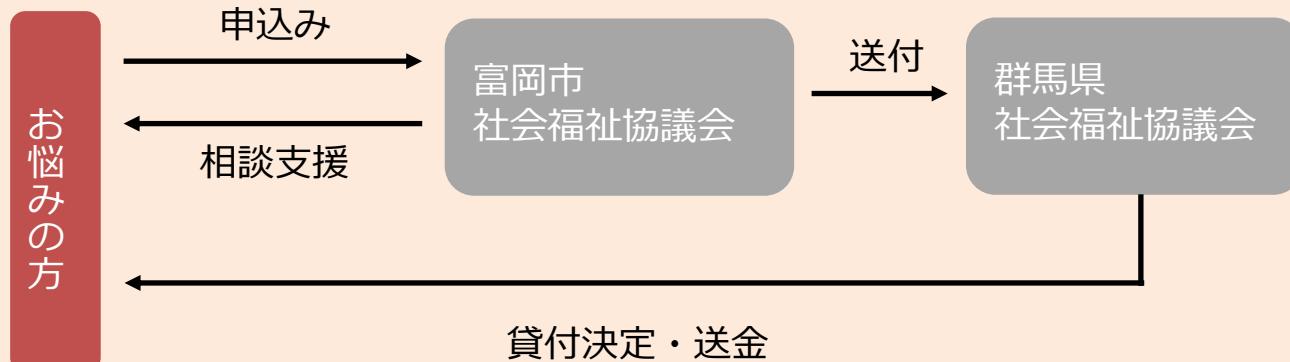
群馬県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の制度内容や借入申込みに必要な書類等は次頁以降をご覧ください。具体的な貸付のご相談・お問合せ等は下記にご連絡ください。

※借入申込みに際して、貸付要件や必要書類等の確認もあるため、直接お越しいただく前に、事前にお電話にてお問合せいただくことをお勧めします。

貸付手続きの流れ



《相談・申込み先》 富岡市社会福祉協議会

【住所】 富岡市富岡1439-1あい愛プラザ1F（上州富岡駅前）

【電話】 0274-70-2232（特例貸付担当）

【時間】 8：30～17：15※土日祝日を除く

《特例貸付事業実施主体》

群馬県社会福祉協議会（福祉資金課）【電話】 027-255-6031

①休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、
休業等により収入の減少があり、緊急
かつ一時的な生計維持のための貸付を
必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■ 貸付上限額

・ 10万円以内
(学校等の休業等の特例 20万円以
内)

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■ 据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

市町村社会福祉協議会

②失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、
収入の減少や失業等により生活に困窮
し、日常生活の維持が困難となってい
る世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■ 貸付上限額

- ・ (2人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■ 据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

10年以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、な
しの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■ 申込先

市町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。

＜相談にお越しのうえ、前にご確認ください＞

新型コロナウイルス感染症の影響で減収等により生活に困窮し、緊急小口資金の借り入れを希望される方へ

1. この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
2. この資金の対象は、「新型コロナウイルス感染症の影響をうけ、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯」です。
3. 借入限度額は、一世帯につき、原則 10万円以内とします。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、借り入れ限度額を 20万円以内まで引き上げます。
 - (1) 世帯員の中に新型コロナウイルスの罹患者がいる
 - (2) 世帯員の中に要介護者がいる
 - (3) 4人以上の世帯である
 - (4) 世帯の中に、子の世話をを行うことが必要となり休業した労働者がいる
 - (5) 世帯員の中に収入減少となった個人事業主等がいる
 - (6) (1)～(5) の他、特に資金の貸付需要があると認められるとき
4. 一世帯につき一回の申込みです。一世帯から複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、もしくは既に借り入れた金額を即座に返金していただきます。
5. 申込みは、原則として収入減となった本人もしくは、住民票上の同一世帯の方となります。※ただし婚姻歴のない未成年者は除く
6. 借入申込みにあたっては、以下の書類等が必要です。
 - (1) 本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）
 - (2) 世帯全員の住民票（住民票コード・個人情報以外に省略の無いもの）
※個人番号（マイナンバー）が入っていないものを提出していただきます。
 - (3) 通帳・キャッシュカード等、振込口座を確認できる書類
 - (4) 令和2年2月以降に収入減となったことを確認できる書類
 - (5) 印鑑（実印以外も可）

※これらをご準備のうえ、申込手続きにお越しください。
7. 上記6. の申込に必要な書類の確認ができない場合や、身分証明書等と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合等は申込みができません。
8. 申請内容について、申込書記載の連絡先、住所地の自治体、他の都道府県社会福祉協議会に確認することができます。虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合は貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金していただくことになります。

9. 郵送での申請が可能になりました。詳細については下記の群馬県社会福祉協議会ホームページをご確認ください。

※緊急小口資金等の特例貸付について（特設ページ）

<https://www.g-shakyo.or.jp/news/27781.html>

10. 申込受付後、群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という）で貸付審査を行います。貸付決定の場合、貸付金の送金の事実をもって取り急ぎの決定連絡とし、後日郵送で決定通知をお送りします。また、貸付不承認の場合、郵送で不承認通知をお送りします。

11. 貸付金の交付方法は、所定口座（本人名義）への振り込みとなります。申込日から7日程度かかりますので、ご了承ください。

12. 据置期間は1年以内、償還期間は2年以内となります。

【参考】返済期間 24ヶ月の場合の返済月額

借入金額 10万円の場合・・・月額 4,160円（最終回は 4,320円）

借入金額 20万円の場合・・・月額 8,330円（最終回は 8,410円）

13. 貸付決定通知をお送りする際に、払込取扱票（群馬銀行・郵便局のみ使用可）を同封します。同封の払込取扱票でご償還いただければ、振り込み手数料はかかりません。

14. 無利子による貸付けですが、返済期間経過後は、残元金に対して延滞利子（年利3%）が発生します。

15. 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応いたします。

16. この資金は、「償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」予定ですが、厚生労働省から詳細が示され次第、本会ホームページでお示しします。